

【当日配布資料】

家族介護用品支給事業について

【事業概要】

◇目的 要介護4又は5の方を在宅で介護している家族に対し、介護用品を支給することで、家族介護による心理的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続を支援する。

◇対象者 要介護4又は5の方を在宅で介護している家族

◇支給方法 給付券を交付し、町が指定する事業所で利用者が介護用品と引き換える。(対象品目は裏面参照)

◇給付額 月額6,500円(給付額を超える分は利用者負担)

◇利用状況	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実利用者数	34人	39人	28人	26人
延べ利用回数	272回	194回	187回	186回
支給額	1,745,644円	1,265,321円	1,214,765円	1,207,384円

◇財源内訳 国交付金 38.5%、道交付金19.25%、町一般会計からの繰入金19.25%、第1号被保険者保険料23%

【見直し案】

①対象品目…紙おむつ、紙パンツ、尿取りパット、おしり拭き(いずれも介護用に限り)、使い捨て手袋の5品目に限定する。

②対象者等…非課税世帯(事業対象者及び要介護者)のみを対象とする。

	第8期介護保険事業計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者	非課税世帯のみ ※ただし、令和2年度から継続利用している方は、課税世帯も対象(緩和措置)		非課税世帯のみ
給付額	変更予定なし	未定 ※緩和措置により該当となる方は、給付額の半額	未定

家族介護用品支給事業対象用品一覧

対象品目	対象品例	留意事項
トイレ関連用品	紙おむつ 紙パンツ 尿取りパット トレーニングパンツ 使い捨てミニトイレ 介護用手袋 おむつカバー 失禁パンツ 介護用消臭剤	
スキンケア関連用品	清拭剤（おしり拭き・からだ拭き） 清拭料 ドライシャンプー	介護用清拭剤以外のウェットティッシュ等は対象としない。
口腔ケア関連用品	介護用口腔ケアブラシ 介護用保湿ジェル 介護用口腔ケア用ウェットティッシュ 口腔用綿棒 口腔洗浄時汚水受	
床周り関連用品	防水シート 介護用肌着	
食器関連用品	介護用スプーン、フォーク、箸 介護用吸い飲み、コップ	介護用レトルト食品等は対象としない。
入浴関連用品	すべり止めマット	店頭にはない場合は、取り寄せが必要となる場合があります。
その他	介護用エプロン 介助用ベルト	

※この他、本表に掲げられていないもので必要と認められるものについては、事業対象用品として検討するものとする。

6割が一般会計を検討

介護用品支給の移行

厚労省調査

厚労省がこのほど公表した介護用品支給事業の検討状況の元年度調査によると、地域支援事業から一般会計事業への移行を検討している市町村が平成30年度実績ベースで607に及び、実施市町村の6割弱となった。同

年度当初予定と比べるとおよそ4倍に増加。事業廃止の検討も24から185に増え、国が求める事業の縮小・廃止への準備が進んでいることが浮き彫りになった。同省振興課が元年度に30年度実績を調査した。検討状況を見ると、全

地域支援事業における介護用品支給の検討状況

実施方法の検討状況等	元年度		平成30年度	
	市町村数	割合	市町村数	割合
市町村特別給付への移行	248	23.8%	94	9.2%
保健福祉事業への移行	146	14.0%	12	1.2%
市町村一般財源事業への移行	607	58.2%	153	15.0%
介護用品支給事業の廃止	185	17.7%	24	2.4%
支給要件の検討等				
支給上限額の見直し	298	28.6%	142	13.9%
要介護度要件の見直し(導入)	278	26.7%	91	8.9%
所得要件の見直し(導入)	259	24.8%	122	12.0%
新規受付の中止	46	4.4%	10	1.0%
廃止した場合の影響調査	122	11.7%	46	1.2%
その他	146	14.0%	96	9.4%

の項目で30年度当初予定を同年度実績が上回った。支給要件の見直しを検討している市町村も多く、2098が支給上限額、278が要介護度要件、所得要件が259という状況。

地域支援事業の任意事業として認めていた介護用品の支給について、厚労省は、介護給付サービスのの上乗せ・横出しであり、本来ならば市町村特別給付か保健福祉事業で実施すべきだとし、平成26年度に任意事業の対象外とした。低所得世帯への影響に配慮し、それまで実施していた市町村に限り、激変緩和として27年度以降も継続することが可能だが、厚労省は30年度から事業の縮小・廃止に向けた検討を求めている。29年度に1149の市町村が実施していたが、現在は約1050でやや減少してきている。

地域支援事業の包括的

支援事業・任意事業は、国38・5%、都道府県19・25%、市町村19・25%、第1号保険料23%の財源構成。平成26年度の介護給付費の2%×高齢者数の伸び率を事業費の上限としている。

近年の包括的支援事業・任意事業は、地域包括支援センターの運営費や生活支援コーディネーターの配置費用などが増加。任意事業から市町村特別給付や保健福祉事業に移行し実施する場合、第1号保険料の引き上げが必要となることも多いが、市町村では一般財源の活用を検討するところが増えている。